

同志社大学政法会地域支部及びクラブに関する規程

第1章 総則

(目的)

第1条 同志社大学政法会地域支部及びクラブに関する規程(以下、「本規程」という。)は、同志社大学政法会会則第3条に定める支部について詳細を定める。

(支部の構成)

第2条 支部は、地域を基盤とする地域支部と卒業年度、職域、職種、ゼミ等を基盤とするクラブとで構成する。

第2章 地域支部

(定義)

第3条 地域支部は、原則として1都道府県の地域内に住所を有する会員により組織され、広域性及び地域としての一体性を有するものをいう。ただし、やむをえない事情あるときは隣接する都道府県又は都道府県内の特定地域をもって1支部を設置することができる。

(設置)

第4条 同志社大学政法会(以下「本会」という。)の地域支部を設立しようとする者は、会長宛に地域支部設置承認申請書を提出し、常務委員会の承認を得なければならない。

2 常務委員会は、前項の申請が次の各号に適合し相当と認めるときは、地域支部の設置を承認するものとする。

- (1)地域支部設立の目的が本会の目的に適合すること。
- (2)本会会員20名以上の連署による申請であること。
- (3)地域支部の規模として十分な活動が見込まれ、かつ継続性が見込まれるものであること。
- (4)地域が特定されていること。
- (5)地域支部会員を規律するに足る会則を有すること。

(総会)

第5条 地域支部は、年1回以上地域支部総会を開催しなければならない。

(設置承認申請書)

第6条 地域支部設置承認申請書（以下、「申請書」という。）には、別に定める申請書様式に従い、次の事項を記載する。

- (1)地域支部の目的
- (2)地域支部の名称
- (3)地域支部の範囲
- (4)地域支部の所在地
- (5)連絡担当者の住所氏名
- (6)申請人等の住所氏名

(添付書類)

第7条 申請書には次のものを添付しなければならない。

- (1)地域支部会則案
- (2)地域支部会員名簿（氏名、住所、卒業年次、電話番号など）
- (3)地域支部の規模として十分な活動が見込まれ、かつ継続性が見込まれるものであることを記載した書類

(会員資格)

第8条 地域支部会員は、原則として、地域支部が管轄する地域内に住所を有する者とする。
ただし、当該地域支部においてその例外を認めることができる。

(会則)

第9条 地域支部会則には次の事項を記載しなければならない。

- (1)目的
- (2)名称
- (3)地域支部の範囲
- (4)所在地

(5)会計に関する規定

(6)役員の種類及びその任免に関する規定

(7)機関決定の方法

2 地域支部会則を変更しようとするときは、常務委員会の承認を得なければならない。

3 第1項に定める事項以外に、設置目的に反しない限り任意の事項を定めることができる。

(報告事項)

第10条 地域支部代表者は、会長に対して次の事項を報告しなければならない。

(1)地域支部総会の概要（総会招集通知書発送数を含む。）

(2)役員人事（支部長、副支部長、支部委員、支部監事などの役員）についての異動

(3)地域支部会則の変更

(4)年次収支決算状況。ただし、本部からの補助金等を受け入れた年度に限る。補助金の運用を翌期に繰り越した場合も同じとする。

(5)その他会長が求める事項

(財政)

第11条 地域支部の運営に関する費用は、所属する各会員の負担とする。

2 本会は、地域支部が第3条に定める当該地域を代表する会員の集合組織であることに鑑み、常務委員会の定めるところにより、地域支部設立および地域支部が行う事業等のために補助することができる。

(解散)

第12条 地域支部を解散しようとするときは、常務委員会の承認を得なければならない。

(地域クラブへの変更)

第13条 地域支部が解散したときは、第14条に定める地域クラブとして存続することができる。

2 前項の場合、常務委員会の承認を得なければならない。

第3章 クラブ

(定義)

第14条 クラブとは、卒業年別同窓会、同一職域内の同窓会、同一職種内の同窓会、同一ゼミの同窓会、地域同窓会等で、次条に基づく設置届出書の提出等の手続を終了したものをいう。

2 前項の定める手続の終了した同窓会を、それぞれ卒年クラブ、職域クラブ、職種クラブ、ゼミクラブ、地域クラブ等と称する。

3 クラブの目的は、本会の目的の範囲内とする。

(設置・活動中止等)

第15条 クラブを設置しようとする者は、会長宛に別に定めるところによりクラブ設置届出書を提出し、これに基づき会長は常務委員会で報告しなければならない。なお、この届出書には、本規程第6条に定める事項（地域支部をクラブと読み替える。）を記載しなければならない。

2 会長はクラブに対して活動報告を求めることができる。

3 会長がクラブの活動が著しく適当でないと判断するときは、常務委員会の意見を聴きその活動を中止させること又はクラブを解散させることができる。

(財政)

第16条 クラブの運営に関する費用は、所属する各会員の負担とする。

(地域支部への変更)

第17条 第14条に定める地域クラブは、第4条の手続を経て地域支部に組織変更することができる。

第4章 その他

(定めのない事項)

第18条 本規程に定めのない事項については、常務委員会において決する。

(改廃)

第19条 本規程の改廃は、常務委員会において決する。

附則 本規程は、1998年5月16日から施行する。

附則 本規程の改正は、1999年5月8日から施行する。

附則 本規程の改正は、2008年7月5日から施行する。本規程施行の時に現存する地域支部は、会則第3条に規定する支部とみなす。

附則 本規程の改正は、2021年11月14日から施行する。